

五島市監査委員公表第1号

令和4年4月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市議会議長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年1月27日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五議第801号
令和5年1月20日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市議会議長 木口利光

令和4年度例月財務監査結果報告（令和4年4月会計伝票監査分）
に係る措置について

令和4年7月22日付け4五監第293号による令和4年度例月財務監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により通知します。

記

2 指導事項

(1) 五島市議会タブレット端末導入及び運用業務の契約について

五島市議会タブレット端末導入及び運用業務の契約（以下「本件契約」という。）については、議会事務局が、令和3年6月4日にタブレット端末の賃貸借での提供、アプリケーションの設定、通信サービスの提供、操作研修、保守等の業務（以下「本件業務」という。）が随意契約ができる場合を定める地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するとして公募型プロポーザルを実施したところ、1者から参加申込みがあった。

そこで、議会事務局は、この提案者の企画提案書及びプレゼンテーションを審査した結果、総評価点が基準値以上であったため、令和3年6月8日に当該提案者を契約の候補者に決定し、同年11月18日及び同月25日に当該契約の候補者と、タブレット端末の附属品等の売買契約及び電気通信サービスの提供料金に関する契約を締結しているが、本件附属品等の予定金額が580,000円であるところ、本件附属品等の売買契約について予定価格調書の作成を省略している。

しかし、本件附属品等の売買契約は、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第87条第2項に該当せず、予定価格が50万円を超えているので同規則第88条の規定が適用されないから、予定価格調書の作成を省略することはできない。

ところで、地方公共団体が締結する契約は一般競争入札を原則とし、随意契約はその目的・内容が競争入札に適さない場合に限り認められる特例とされている。公募型プロポーザル方式の随意契約については、「地方財務実務大全」によると、発注者である自治体が求める内容は、提案者以外に調達することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するからと考えられる。公募型プロポーザル方式は、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務等について、競争入札に替えて公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、調達業務等の目的に最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式とされている。

議会事務局によると、本件契約については、価格だけでなく、全国的に採用されている事業者も含めて様々な提案を受け、より良いものを導入するため公募型プロポーザル方式を採用したとのことであるが、その実施手続きは、仕様書にタブレット端末の提供については賃貸借（レンタル）によると記載しているものの、本件業務の上限額（予算額と同額である。）にタブレット端末の賃貸借料を含んでいない（このことは、本件業務の上限額の積算資料及び予算要求書にタブレット端末の賃貸借料が計上されていないことから明らかである。）。仕様書で定める本件業務を行える電気通信事業者は複数いるものの、本件業務の上限額にタブレット端末の賃貸借料を含んでいないことから、広く事業者が参入できる状態になっていないので、タブレット端末の賃貸借料を予算措置したうえで、公募により複数の者の提案を比較して評価することができるようすべきである。

また、議会事務局は、提案者の企画提案書及びプレゼンテーションを審査しているが、仕様書でタブレット端末の賃貸借による提供、タブレット端末の初期設定の実施及び導入業務を掲げているにもかかわらず、これらの業務に関する提案については審査項目に該当するものがなく、評価に反映されていない。提案者の企画提案書及びプレゼンテーションの審査は、プロポーザル方式を採用した意義ともいえる重要な要素であるから、仕様書に基づく提案内容を審査項目として評価に反映させるようにすべきである。

さらに、議会事務局によると、新型コロナウイルス感染症の影響等によりタブレット端末の調達の遅れが見込まれていたことから、調達の目途がついてから本件契約を締結したため、本件提案者を契約の候補者に決定してから本件契約を締結するまでに6か月以上を要したとのことである。しかし、議会事務局は、この間、当該契約の候補者と本件契約に関する交渉、調整等を行っておらず、また仕様書に「諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議の上、決定する。」としているのであるから、本件契約の締結を遅らせる理由はない。したがって、本件提案者を契約の候補

者に決定後、速やかに本件契約を締結すべきであり、契約締結後、契約の内容に変更が生じた場合に、変更契約を締結すべきである。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則である。プロポーザル方式による契約は、特定の相手を選定し契約を締結する随意契約であり例外的な方法であることから、事業目的達成の効果や採用の理由、意義を明確にするとともに、客観的な評価基準を基に公正な審査を行い、選定過程の透明性を確保することにより、市民に理解を得られるよう経済性と透明性の確保に努められたい。

【講じた措置】

五島市議会タブレット端末導入及び運營業務の契約については、今回、指導事項として指摘されたことを議会事務局内で再確認し、認識を改めたところである。

今後は、プロポーザル方式の意義、財務規則等を遵守し、早期に取り組むとともに、経済性と透明性の確保に向け努めていきたい。